

地方債証券のあらまし



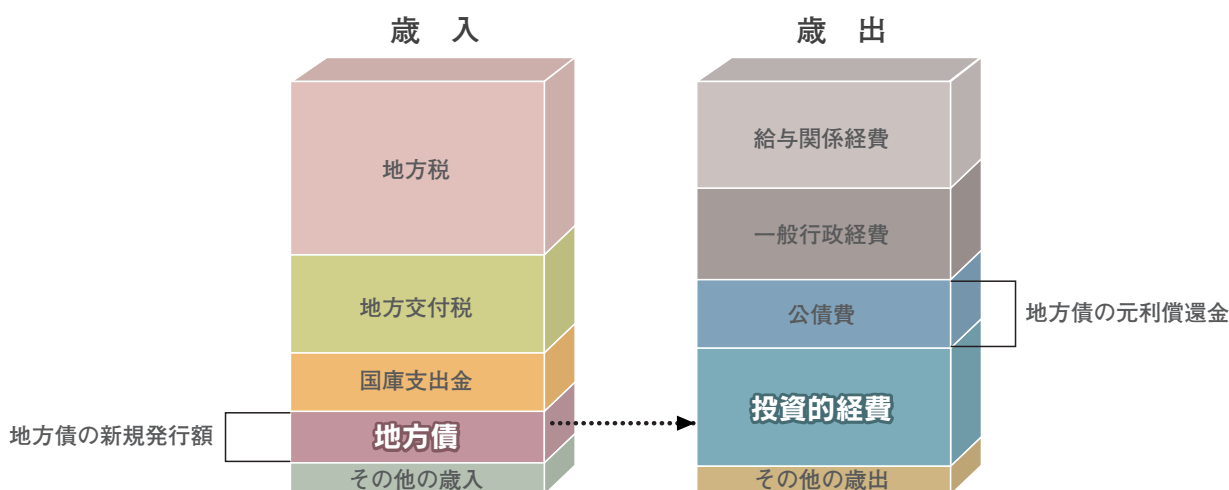
このパンフレットは制度解説を目的としており、個々の地方債に関する情報を説明することを目的としておりません。

「地方債」とは？

「地方債」とは「地方公共団体が一般会計年度を超えて行う借入れ」をいいます。

地方公共団体は様々な行政サービスを提供していますが、地方公共団体の歳入・歳出における地方債の位置づけのイメージは、次のとおりです。

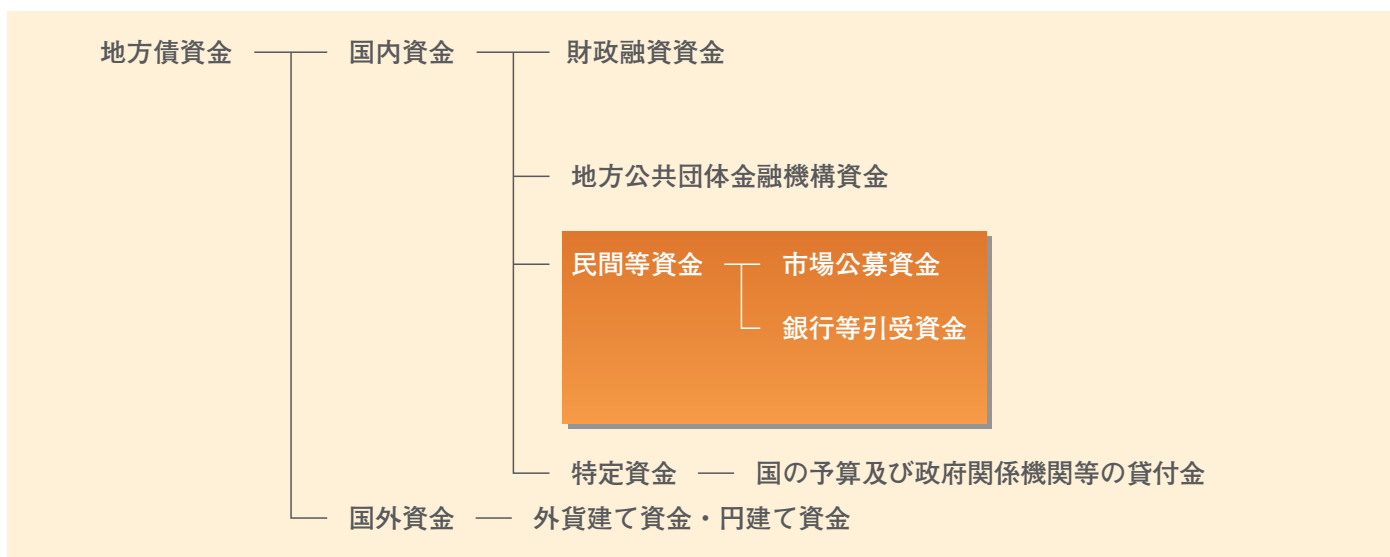
■ 地方公共団体の歳入・歳出における地方債の位置づけ



※地方債は原則として投資的経費（建設事業関係の経費）の一定部分に充てられます。

なお、地方債を借入先ごとに分類すると以下のとおりとなりますが、この中の「民間等資金」によるものが民間の「投資家」の皆様の購入対象となります。

■ 地方債の借入先による分類



contents

■ 「地方債」とは？	2	① 地方債の元利償還に対する国の財源保障	5
■ 地方債の商品性	3	② 早期是正措置としての起債許可制度	8
① 購入対象となる地方債	3	③ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行	9
② 市場公募地方債の発行に関する情報	4	■ Q & A	11
■ 地方債の安全性	5		

地方債の商品性

① 購入対象となる地方債

購入対象となる地方債は、次の2種類です。

① 新たに発行される市場公募地方債

その市場公募地方債の引受機関(募集取扱い機関)である証券会社・金融機関等を通じて購入できます。

② 既に発行された地方債(市場公募地方債・銀行等引受地方債)

購入をご希望される場合には、証券会社・金融機関にお問い合わせ下さい。



市場公募地方債とは？

広く投資家に購入を募る方法により発行される地方債です。

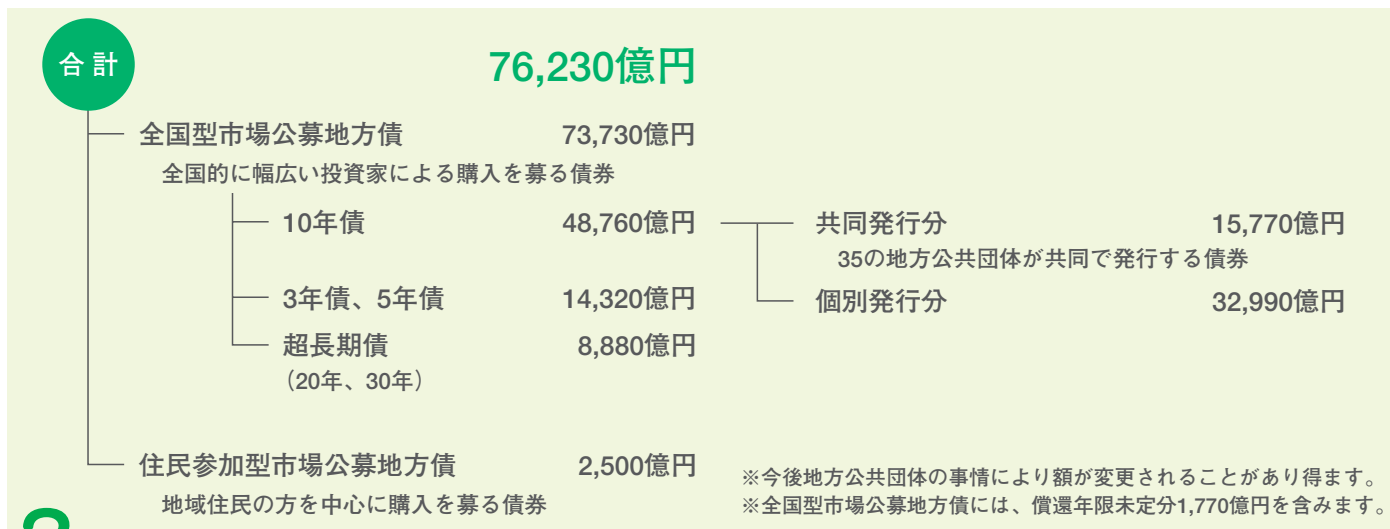
平成22年度現在、全国型市場公募地方債発行団体(発行を予定している団体を含む)は、以下の49団体です。

北海道	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都
神奈川県	新潟県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	島根県	岡山県	広島県	徳島県	福岡県
熊本県	大分県	鹿児島県	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市
相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市
岡山市	広島市	北九州市	福岡市					

共同発行市場公募地方債※を発行する地方公共団体は、上記の地方公共団体のうち、下線が引かれている35の地方公共団体です。

※ 共同発行市場公募地方債は35の地方公共団体が共同して発行する債券で、平成15年4月から毎月発行されています。各団体は、毎月、発行額全額について連帯債務を負います。

■ 平成22年度市場公募地方債発行予定額(借換分を含む)



銀行等引受地方債とは？

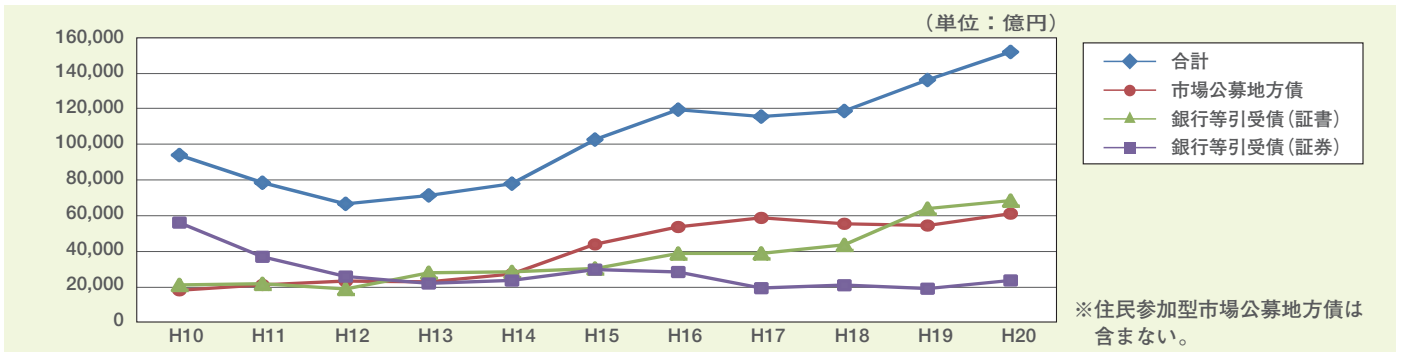
地方公共団体の指定金融機関等から借入れ又は引受けの方法により発行される地方債です。銀行等引受地方債は、証券発行の方法によるものと、証書借入の方法によるものがありますが、既に発行された銀行等引受地方債のうち、証券発行の方法によるものは購入できる場合があります。

② 市場公募地方債の発行に関する情報

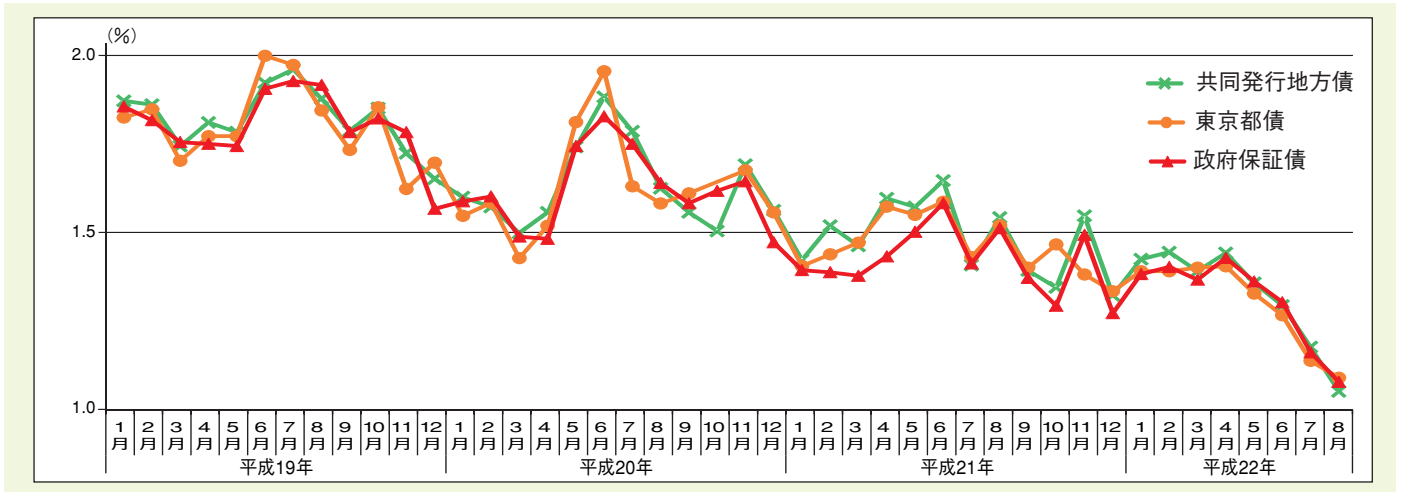
総務省では、ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>, <http://www.soumu.go.jp/main.sosiki/c-zaisei/chihosai/index.html>)等を通じて市場公募地方債の発行に関する情報提供を行っています。

また、市場公募地方債発行団体連絡協議会のホームページ(<http://www.shijokoubo.jp/>)や共同発行団体連絡協議会のホームページ(<http://www.kyodohakko.jp/>)、地方債協会のホームページ(<http://www.chihousai.or.jp/>)では、市場公募地方債の発行条件決定予定日、発行予定団体及び月別発行予定額等について発行条件決定予定日のおおよそ3ヶ月前や1週間前に情報提供を行っています。

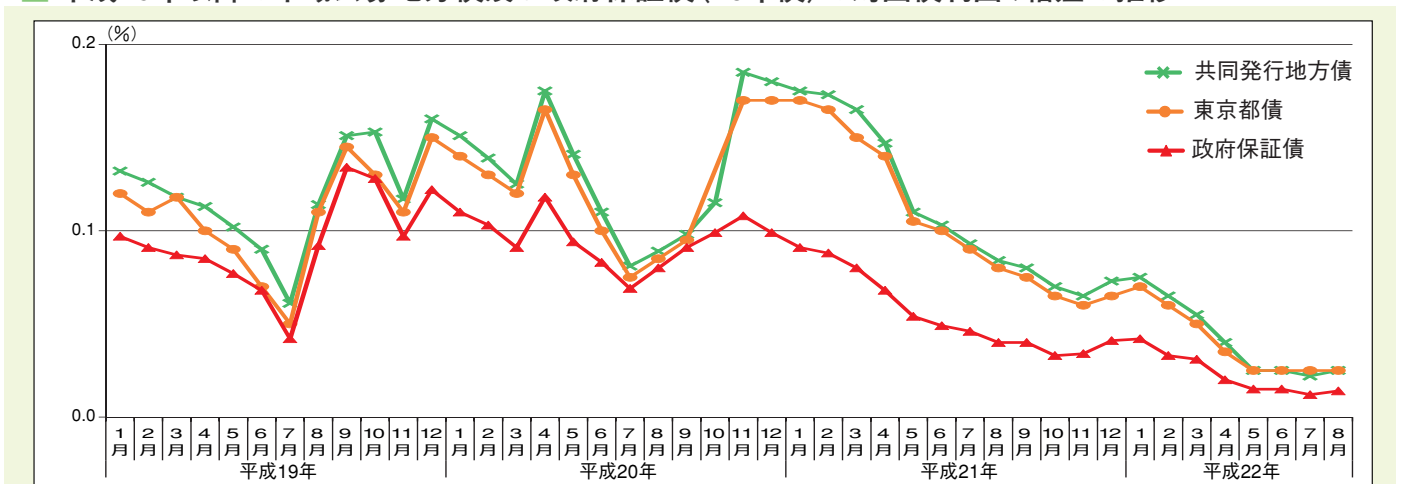
■ 平成10年度から平成20年度までの市場公募地方債・銀行等引受地方債の発行額の推移



■ 平成19年以降の市場公募地方債及び政府保証債(10年債)利回りの推移



■ 平成19年以降の市場公募地方債及び政府保証債(10年債)の対国債利回り格差の推移



■ 平成20年度末の市場公募地方債・銀行等引受地方債の発行残高

計	市場公募地方債	銀行等引受地方債	(単位：億円)	
			証券	証書
963,451	393,270	570,181	267,868	302,313

※住民参加型市場公募地方債は含まない。

地方債の安全性

地方債の安全を守る仕組み（概観）

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BIS規制の標準的な手法におけるリスクウェイトは0%とされています。

1

地方債の元利償還に要する財源の確保

- 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保 ▶ P5~7参照
 - 地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上
 - 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
 - 地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入
- 地方債の元利償還に必要な財源を国が保障

2

早期是正措置としての起債許可制度

- 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債制限 ▶ P8参照
 - 赤字団体への起債制限
- 個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限

3

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行

- 財政指標の公表による情報開示の徹底 ▶ P9~10参照
- 財政指標が早期健全化基準以上となった団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化
- 財政指標が財政再生基準以上となった団体について国等が関与した財政再生

1

地方債の元利償還に対する国の財源保障

地方債の新規発行額及び元利償還金（公債費）の総額は、国が策定する地方財政計画の歳入及び歳出にそれぞれ計上し、この公債費を含めた地方財政計画の歳出を歳入と均衡させることにより、マクロベースでの財源保障を行います。

具体的には、国は、毎年度、地方財政計画の策定過程を通じて、地方の歳入、歳出がバランスするように地方財源の確保対策を講じますが、最終的には国から地方に交付する地方交付税の総額を確保することによりバランスをとり、これを法定化します。

そして、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置します。

なお、国は、このように策定された地方財政計画の歳入に計上された地方債の新規発行額をもとに地方債計画を策定します。

■ 地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

〔地方財政計画〕

標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費** 等

標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等

地方財源不足
（平成22年度 18.2兆円）

地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

4 総務大臣又は都道府県知事が第1項に規定する協議において同意をした地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から第5項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第3項の規定は、第1項及び第3項から第5項までに規定する許可を得た地方債について、同条第4項の規定は、第1項及び第3項から第5項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

■ 地方債の元利償還金の地方交付税措置によるミクロベースでの財源保障

基準財政需要額

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、公債費の一定割合 等

基準財政収入額

普通交付税
〈財源不足額〉

地方税収の75%等

留保財源
（地方税収の25%）

基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、ミクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条例例〉

地方交付税法第10条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第12条第4項（単位費用）関係）

災害復旧事業債	95% 算入
減収補てん債	75% 算入
臨時財政対策債	100% 算入
⋮	

同法附則第5条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

過疎対策事業債	70% 算入
公害防止事業債	50% 算入
⋮	



地方財政計画とは？

地方交付税法第7条の規定に基づき、毎年度内閣が作成し、国会に提出するとともに一般に公表する計画であり、翌年度の地方公共団体（普通会計）における歳入歳出総額を見込むものです。

地方財政計画における主な歳入項目は、地方税・地方譲与税、地方交付税、国庫支出金及び地方債で、主な歳出項目は、給与関係経費、一般行政経費、投資的経費及び公債費です。このうち、歳入の地方債の額は、地方債計画における普通会計分の地方債の額と一致します。



地方交付税とは？

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（地方の固有財源）です。

地方交付税の総額は、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合（注）を基本にしつつ、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づきマクロベースで毎年度決定されます。

（注）所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%

地方債の協議制度について

平成17年度までは国又は都道府県の許可がなければ地方債を発行できませんでしたが、協議制度では、地方公共団体は協議という手続きを経れば、国または都道府県の同意がなくても地方債を発行できることとなりました。

協議制度の概要は以下のとおりです。

① 協議

地方公共団体は、地方債を発行する場合には、都道府県・指定都市にあっては総務大臣、市町村・特別区等にあっては都道府県知事に協議しなければなりません。

② 同意のある地方債に対する公的資金の充当

地方公共団体は、協議において総務大臣又は都道府県知事が同意をした地方債についてのみ、公的資金を借り入れることができます。

③ 同意のある地方債の元利償還金の地方財政計画への算入

総務大臣又は都道府県知事が同意をした地方債についてのみ、その元利償還金が、地方財政計画に算入されます。

④ 同意のない地方債を発行する場合の議会報告

総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を発行する場合には、地方公共団体の長は、あらかじめ議会に報告しなければなりません。

⑤ 同意基準及び地方債計画

総務大臣は、毎年度、協議における同意基準及び地方債計画を作成し公表します。

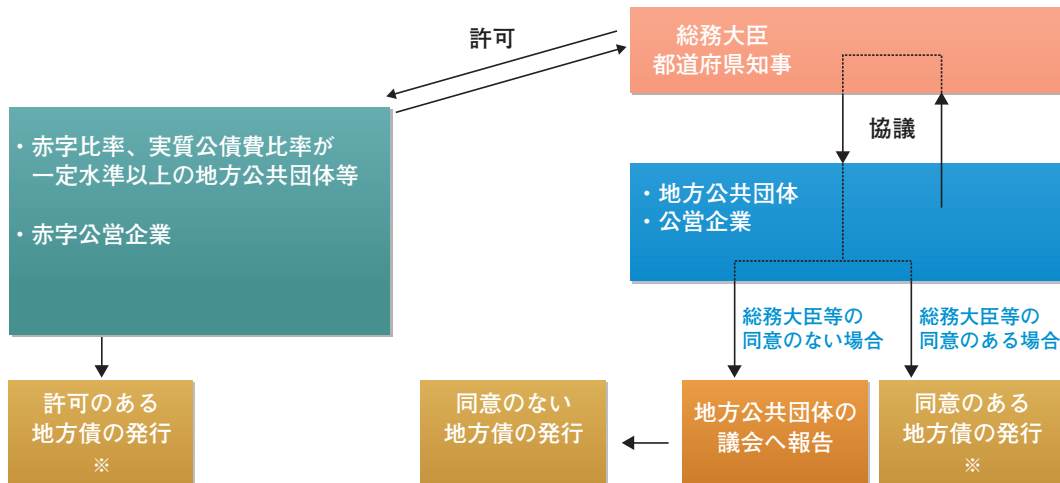
なお、協議制度に移行した後も、以下の地方公共団体については、例外的に国による関与の特例としての許可が行われます。

■ 赤字団体、実質公債費比率の高い団体、赤字公営企業等

→地方債を発行する場合には、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

■ 標準税率未満団体

→公共施設等の建設事業（地方財政法 第5条第5号）の経費の財源とする地方債を発行する場合には、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。



※総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、公的資金の充当、元利償還金の地方財政計画への算入

② 早期是正措置としての起債許可制度

地方債協議制度においては、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置を講じています。

■ 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、引続き許可が必要です。

→実質公債費比率が18%以上25%未満の団体は公債費負担適正化計画の内容及び実施状況に応じ、25%以上35%未満の団体は財政健全化計画の内容及び実施状況に応じ、それぞれ一般的な許可基準により許可をされます。(同意等基準)

■ 一定以上の実質赤字額を生じた地方公共団体は、引続き許可が必要です。

→一定以上の実質赤字額とは、標準財政規模の額に応じ、段階的に設定され、標準財政規模500億円以上の地方公共団体は標準財政規模の2.5%、標準財政規模200億円の地方公共団体は標準財政規模の5%、標準財政規模50億円未満の地方公共団体は標準財政規模の10%となります。(地方財政法施行令第8条)



実質公債費比率とは

公債費による財政負担の度合いを客観的に示す指標として、地方債の協議制度において許可団体への移行に係る基準に用いるものであり、その枠組みは地方財政法等に定められています。

具体的には、公債費相当額に充当された一般財源の額が標準財政規模(標準税率により算出された地方税に普通交付税等を加えた一般財源の規模)に占める割合を表すものです。

■ 実質公債費比率が18%以上である団体の状況

	都道府県	指定都市	市区	町村	合計
H19決算	2/47	3/17	142/789	289/1,004	436/1,857
H20決算	3/47	2/18	135/788	259/992	399/1,845

※ 上段：実質公債費比率が18%以上である団体数
下段：全団体数

③ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行

財政指標の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました(平成19年6月22日公布)。財政指標の公表については平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等については平成20年度決算から適用されています。

この法律により、地方公共団体の債務を幅広くよりの確に捉えた指標が公表され、財政全体のディスクロージャーが進みます。そして、①～④のいずれかの指標が早期健全化基準以上となった団体は自主的な改善努力による財政の早期健全化が行われ、①～③のいずれかの指標が財政再生基準以上となった団体は、地方債の償還を含め国等の関与による確実な財政の再生が行われます。

なお、実質公債費比率が35%以上の団体は、財政健全化法に基づく財政再生計画の策定が義務づけられ、当該計画について総務大臣の同意を得ない限り、地方債の発行が制限されます(災害復旧事業費の財源とする場合等を除く)。

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県:3.75% 市町村:財政規模に応じ11.25～15%	都道府県:5% 市町村:20%
連結実質赤字比率 ・すべての会計の実質赤字の比率	都道府県:8.75% 市町村:財政規模に応じ16.25～20%	都道府県:15% 市町村:30%
実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	25%	35%
将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	都道府県・指定都市:400% 市町村(指定都市を除く):350%	

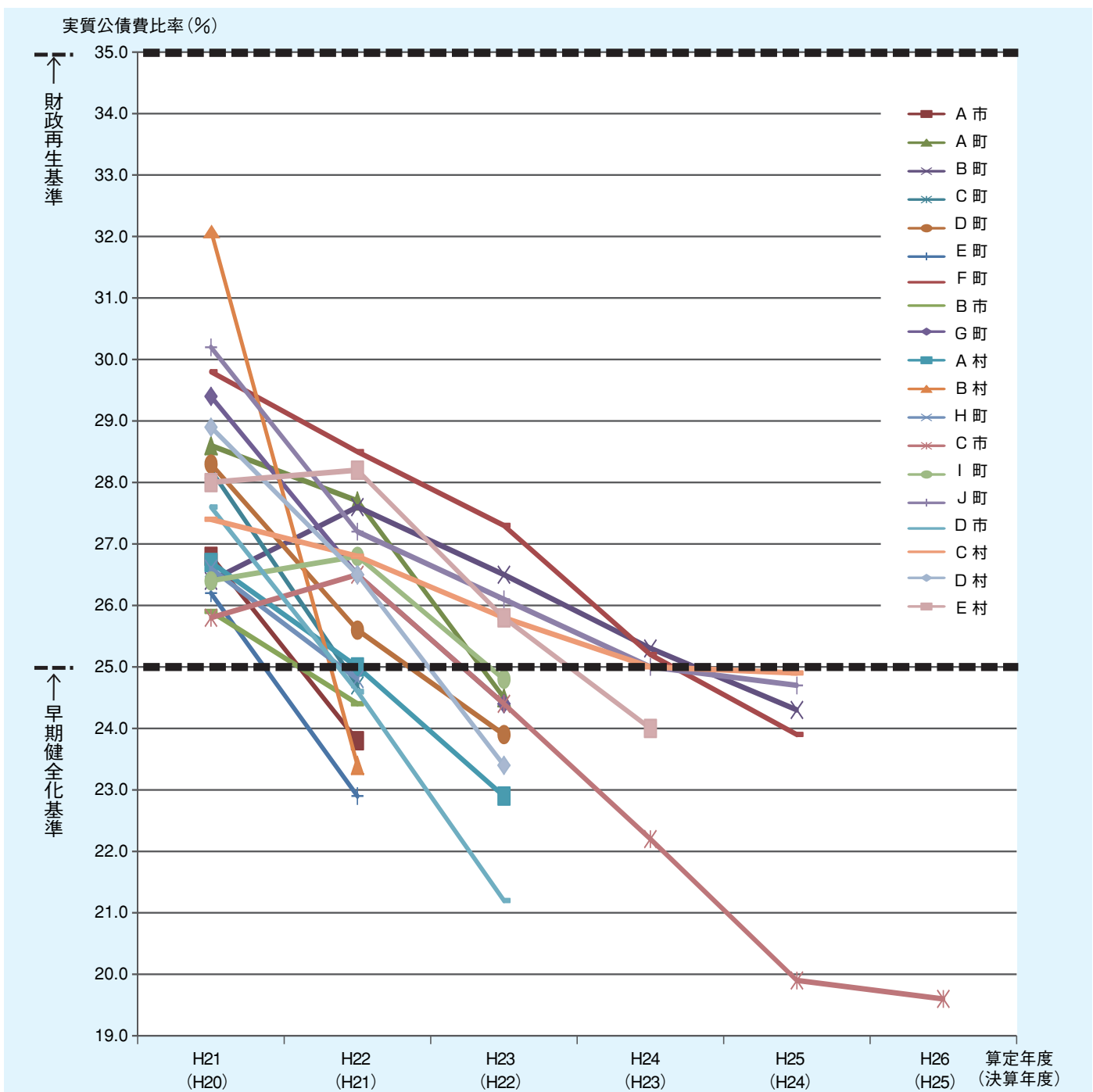


■ 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数（平成21年11月30日公表・確報値）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計
都道府県・47団体	0	0	0	0	0
指定都市・18団体	0	0	0	0	0
市区・788団体	2(1)	2(1)	5(1)	2	11(3)
町村・992団体	0	0	15	1	16
合計・1,845団体	2(1)	2(1)	20(1)	3	27(3)

(注) 1.()内の数値は、財政再生基準（連結実質赤字比率については、平成21年度に適用される40%）以上である団体数であり、内数である。
2. 将来負担比率には、財政再生基準はない。

■ 平成21年度に算定された実質公債費比率が早期健全化基準に該当する地方公共団体の今後の同比率の推移見込み（平成21年度に策定した財政健全化計画に基づくもの）



※1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき平成21年度に財政健全化計画を策定した地方公共団体のうち、平成21年度に算定された実質公債費比率が早期健全化基準に該当する地方公共団体の各計画年度における実質公債費比率の見込み。

Q & A

Q1 民間企業と同じで、財政状況の悪い地方公共団体ほど信用力に問題があるのではないですか？

A. 地方債は、当事者間で合意した場合等を除き、当初の約定通り支払われるものであるというのが政府見解です。現行の地方債制度においては、地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて、元利償還に要する経費について所要の財源を確保するとともに、実質公債費比率等の財政指標が一定基準を超える地方公共団体について、段階的に早期是正措置としての起債許可制度、財政の早期健全化制度、財政再生制度を設けており、発行体である地方公共団体の財政状況の悪化が生じた場合であってもこれらの制度により確実に元利償還が行われます。

Q2 地方公共団体も民間企業のように破産をするのですか？

A. 地方公共団体は、民間企業とは異なり、破産法の適用がなく、現行法制上は、破産することはありませんし、何よりも、平成21年4月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、①地方公共団体の財政の健全性に関する複数の比率（そのうち将来負担比率は地方公社や第3セクター等の将来負担も含めて算定）の公表、②財政状況の悪化により比率が一定の基準以上となった場合には財政の早期健全化又は財政の再生を図るための計画の策定、を義務づけており、深刻な財政悪化は未然に防がれる制度となっています。

Q3 第3セクターや土地開発公社の債務が地方公共団体の財政運営に悪影響を及ぼすのではないですか？

A. 第3セクターや土地開発公社の債務について、地方公共団体は出資や債務保証等を行っており、その財政運営に影響を及ぼす可能性がありますが、新たに制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」のもとで、こうした債務を含めた実質的な負債に係る指標を整備し、その情報開示や指摘に応じた早期健全化措置により地方公共団体の財政運営の健全性の確保を図っています。

Q4 各発行団体が個別に条件交渉を行うことにより、地方公共団体間の資金調達コストに差がついていますが、これは信用力に差があることを意味するのではないですか？

A. 地方債は、どの地方公共団体が発行するものも、課税権や財源保障制度、早期是正措置としての起債許可制度、財政の早期健全化制度、財政再生制度を通じて確実に元利償還が行われる仕組みとなっています。各発行団体は、資金調達コストを最小限とするための効率的な資金調達手段を組み合わせ選択していますが、市場公募地方債の条件交渉を個別に行うことによって、各発行体の信用力に影響が及ぶことはないと考えています。

Q5 臨時財政対策債を増発していることにより、各地方公共団体の財政運営に支障が生じているのではないですか？

A. 臨時財政対策債は、地方財政収支の不足額を補てんするため、各地方公共団体が特例として起こしてきた地方債です。その元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされ、各地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう措置されています。したがって、臨時財政対策債の増発によって、各地方公共団体の財政の健全性が損なわれることはありません。

トピックス 非居住者等の非課税手続きの簡素化等について

平成22年6月より、

- (1) 非居住者等（海外投資家）の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続きの簡素化
- (2) 償還差益の非課税対象化

などが実現しました。

また、地方公共団体金融機構債等の利子等についても非課税の対象となりました。

以上のような非課税措置の簡素化・拡充が、海外投資家の呼び水となることで、地方債市場の活性化につながることを強く期待されます。

MIZUHO

Channel to Discovery

みずほコーポレート銀行は、エネルギー・情報通信産業を金融面でサポートし、次世代の電力供給システムであるスマートグリッドの研究・開発に貢献します。

Changing Times. Unchanging Values.

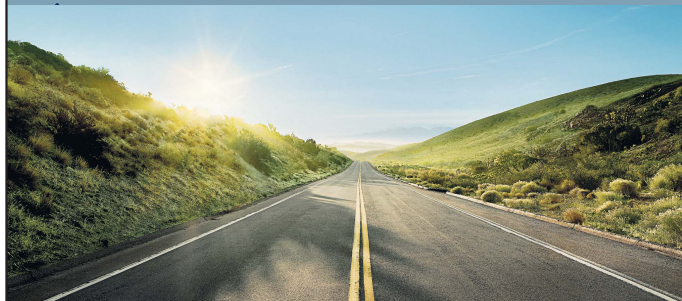
どんなに時代が変わろうと、
我々には変わることのない基本的存在意義がある。

それは、革新的な金融ソリューションを生み出す豊富な専門知識により、お客さまの持続的な成長を支えると共に、日本をはじめとする世界中の経済・社会の健全な発展に貢献していくこと。それが我々の使命であり、我々はこれからも、“Your Global Financial Partner”として、お客さまから強く信頼して頂ける銀行であり続けます。

みずほコーポレート銀行
mizuhocbk.co.jp

barclayscapital.co.jp

バークレイズ・キャピタル証券。
地方債市場におけるお客様の
よきパートナー。

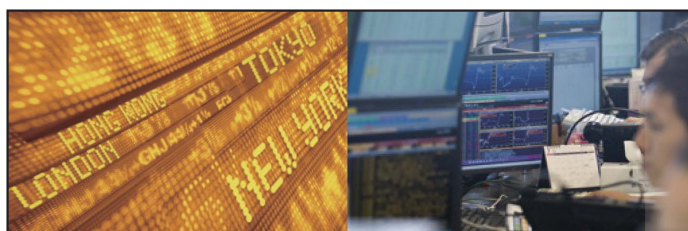


バークレイズ・キャピタルは、お客様の成功と成長を築き上げていく過程に重きを置いて今後も、共によきパートナーとしてコミットしてまいります。市場環境の変化に幾度となく対処してきた実績を強みに、発行体と投資家を結び、円滑な起債運営をお手伝いします。

バークレイズ・キャピタル証券株式会社
電話：03-4530-1100（代表）

Earn Success Every Day

BARCLAYS
CAPITAL



Daiwa
Capital Markets

Sales & Trading • Research • Capital Markets • M&A • IPO

アジアを軸に立つ。

私たちは、アジアにおいて最も尊敬される
頼もしい日本の投資銀行を目指します。
創業以来培ってきた、深い洞察力と高い実践力。
これらにさらなる磨きをかけ、
「お客様からの信頼」を礎に、お客様と共に
「持続的な成長」を実現してまいります。

www.daiwacm.com

大和証券キャピタル・マーケット

Passion for the Best

総務省

総務省自治財政局地方債課

TEL : 03-5253-5111 (代表)
03-5253-5630 (直通)
FAX : 03-5253-5631